下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2　［略］

第三十九条　［1～3　略］

4　第一項及び第二項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載又は記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

第四十二条　法第六条第一項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第三章第三節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第四十五条　法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付についての第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）」とあるのは、「者」とする。

（指定前の取扱い）

第四十七条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和七年五月十六日から施行する。

内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2　［同上］

第三十九条　［1～3　同上］

4　第一項及び第二項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

第四十二条　法第六条第一項に規定する他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第三章第三節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第四十五条　法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条中「職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

（指定前の取扱い）

第四十七条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

○国家公安委員会規則第八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　重要経済安保情報の指定等（第六条―第十七条）
第三章　重要経済安保情報の取扱いの業務
第一節　重要経済安保情報の保護のための環境整備（第十八条―第二十四条）
第二節　重要経済安保情報文書等の作成等（第二十五条・第二十六条）
第三節　重要経済安保情報文書等の交付、伝達、運搬等（第二十七条―第三十四条）
第四節　重要経済安保情報文書等の保管等（第三十五条―第三十八条）
第五節　検査（第三十九条）
第六節　紛失時等の措置（第四十条）
第四章　指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第四十一条）
第五章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第四十二条―第四十五条）
第六章　通報窓口（第四十六条）
第七章　雑則（第四十七条―第五十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、国家公安委員会において重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により指定された重要経済安保情報（以下単に「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2　国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関しては、法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号。以下「令」という。）及び法第十八条第一項に規定する基準（以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規則の定めるところによるものとする。

（重要経済安保情報管理者）

第二条　国家公安委員会における令第十一条第一項第一号に規定する重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、警察庁長官官房国家公安委員会会務官（第四条第一項及び第四十六条において「会務官」という。）とする。

（保全責任者等）

第三条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2　保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第四条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3　重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（次項において「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4　保全責任者及び臨時代行職員は、法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。